

## はじめに

いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、学校教育のみならず教育に関わるすべての者が手立てを講じて未然に防ぐべきものである。その際、いじめはどの学校においても、どの児童にも起こりうること、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こしうることを十分に理解しておく必要がある。

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにして作るかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。社会全体でいじめ問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という）が成立し、同年9月に施行された。

また、山口県は、法第12条の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定）を踏まえ、平成26年2月に山口県いじめ防止基本方針を策定した。

この小郡小学校いじめ防止基本方針は、法第71号で義務づけられた学校におけるいじめ防止の基本方針であり、学校が山口市、家庭、地域その他の関係者との連携のもと、いじめの防止等のための対策を推進するために策定するものである。

## 1 学校の基本方針の内容

小郡小学校の基本方針は、県、市、家庭、地域その他の関係者間の連携により、いじめの問題への対策を総合的にすすめ、いじめの防止等の対策をより実効的なものにするため、法により規定された県や学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめの防止等のための取組を定めるためのものである。

## 2 いじめの定義

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
（法第2条より。法が施行されたことを踏まえ、いじめの定義は同法に合わせる。）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童の立場に立って見極めることが必要である。この際、いじめには、多様な様態があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。

## 3 いじめ対策委員会の設置（法第22条）

- ①いじめの防止、早期発見、対処等の対策のための組織を設置する。
- ②いじめ問題から派生する教職員の資質向上のための校内研修を行う。
- ③教育課程に位置づけられて行われるいじめに関する取組を企画し実施する。
- ④いじめ問題に関する取組の有効性の検証をする。
- ⑤小郡小学校いじめ防止基本方針の見直しをする。
- ⑥構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、特別支援教育主任、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー ※緊急開催時は、該当児童学年主任と学級担任
- ⑦毎月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催する。

（4/17, 5/29, 6/12, 9/4, 10/2, 11/13, 12/4, 1/22, 2/19, 3/12 すべて木曜日）

## 4 具体的な取組

### (1) いじめの未然防止

#### ①わかる授業、できる授業づくりの推進

- テストの点数を上げるためだけの授業改善ではなく、すべての児童が授業に参加できる、授業場面で活躍できる授業改善をすすめる。
- 「小郡小よいこの学習」「ノート活用の決まり」等の学習規律の確立をすすめる。

#### ②人権教育の充実

- 全教育活動を通じた人権教育の推進を人権教育全体計画のもと実施し、いじめのない誰もが楽しいと思える学校づくりを推進する。
- 担任や生徒指導担当等の指導により、いじめは相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、児童に理解させる。
- 児童が人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- 自他の良さを大切に、相手を思いやる心を育てるために自尊感情の育成を図る。

#### ③道徳教育の充実

- 道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- いじめを「しない」「許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- 児童の心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省みていじめを抑止する。

#### ④体験活動の充実

- 福祉体験やボランティア体験、勤労体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。
- にこにこタイムなどの異学年交流、小郡中との連携、幼保連携、総合支援学校、特別支援学校との交流等を計画的に実施し人と人のつながりを大切にする。

#### ⑤コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- 児童が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラム（AFPY等）を教育活動に取り入れる。
- 児童会活動において、自尊感情や自己肯定感を高めるための取組を児童主体で実施する。（例：いいところ見つけ週間）

#### ⑥保護者や地域への働きかけ

- 人権に関する授業参観や保護者研修会の開催、HP、学校・学年便り等による広報活動によりいじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- 個人懇談や家庭訪問等で、児童の様子についての情報を共有しておく。
- PTAの各種会議や地区懇談会、保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換をする場を設ける。
- インターネットを使用する場合のルールやモラルについての啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。

### (2) いじめの早期発見

#### ①日々の観察

- 教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- 朝の健康観察では、一人ひとりの顔を見て声を聞き、表情や声の変化をとらえる。
- 生活ノートや日記、連絡帳等を活用し、担任と児童、保護者が日ごろから連絡を密にとり、信頼関係を構築する。
- 相談ボックスが設置してあることを周知し、相談しやすい環境づくりをする。

○変化が見られた場合、遊びやふざけなどのように見えるものの気になる行為があった場合には、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）をメモし記録を残す。

## ②いじめ実態アンケートの実施

○アンケートは発見の手立ての一つであると認識したうえで週に1度（木曜日の朝学）で実施する。

○アンケートで気になる記述があった場合は、対象児童と直接話をして思いをくみ取る。

○毎回集計をして情報を共有し、早期に対応が必要かどうかを検討する。

○緊急性の高い記述以外については、いじめ対策委員会での定例会で共有を図る。

## ③教育相談の実施

○教職員と児童の信頼関係を形成する。

○日常生活の中での教職員の声かけ等、児童が日ごろから気軽に相談できる環境をつくる。

○各学期の中ごろに教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。

## (3) いじめへの早期対応

### ①いじめ対策委員会の開催

○いじめとして対処すべき事案かどうか検討する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと事実関係の把握を行う。

○いじめであると判断した場合、対応方針や役割分担を決め、被害児童のケア、加害児童の指導など問題の解消まで本委員会が責任をもつ。

○山口市教育委員会に速報を入れる。

### ②保護者との連携

○一方的、一面的な解釈で対応しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡すること、教育的配慮のもとでのケアや指導を行うことなどに留意する。

○いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。

○保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。

### ③関係機関との連携

○犯罪行為として取り扱わなければならないいじめ事案は、山口市教育委員会及び山口南警察署等に連絡する。

### ④重大事態発生時への対応

○学校の設置者（山口市教育委員会）に重大事態の発生を報告する。

#### **重大事態とは**

・「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（児童が自殺を企画した場合等）

・「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）

○学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる。

・学校のもとに、重大事態の調査組織を設置する。（法第28条）…いじめ対策委員会を母体に、事態の性質に応じて適切な専門家（弁護士、医者、ネットアドバイザーなど）を加えることもありうる。

・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。

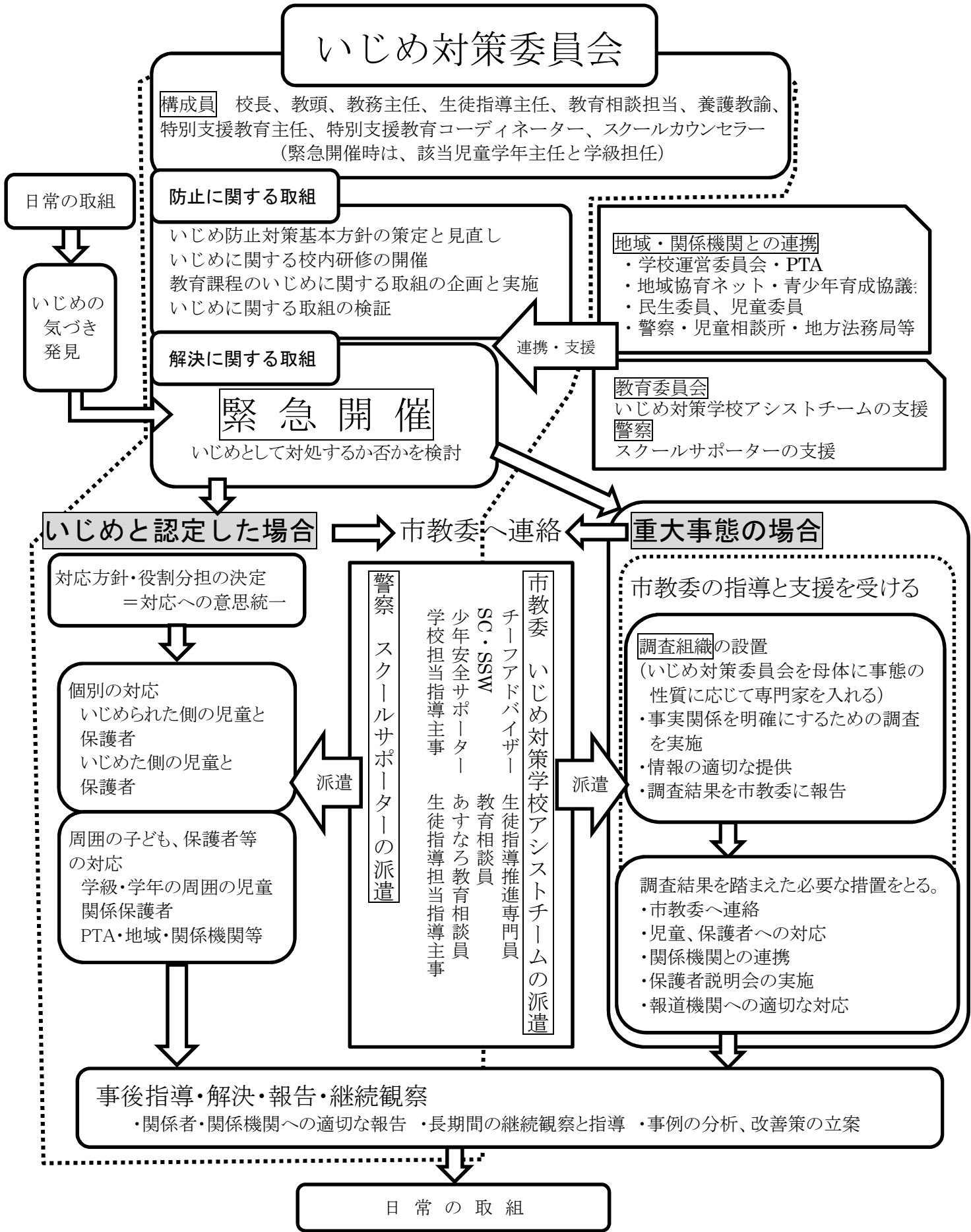
・いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

・調査結果を学校の設置者に報告する。

・調査結果を踏まえた必要な措置をとる。（保護者説明会の実施等）

## 5 いじめ防止対策年間計画

月	学校行事	児童会活動	いじめ対策委員会	職員会議・研修	全校の取組
4	入学式 授業参観・学級懇談会 家庭訪問 学友区児童会	にこにこ班活動	計画策定 いじめ防止対策基本方針の決定 月定例会 4/17	生徒指導年間計画検討 いじめ防止対策基本方針の検討・確認 学習規律の見直し 校内研修	いじめアンケート(週1回を1年継続実施) 学習規律の確保(小郡小よいこの学習、ノート活用の決まり) 挨拶の旗の作成 挨拶運動(週に2回クラス別で担当する。1年間継続実施) 生活目標への取組①(2か月に1回目標を更新する)
5	学校運営協議会 授業参観・PTA 総会 運動会	にこにこ班活動 1年生を迎える会	月定例会 5/29	児童理解の会 校内研修	
6	全校地区別下校 幼保小連絡協議会 特別支援学校等の交流	にこにこ班活動	月定例会 6/12		生活目標への取組② 教育相談(全員面談)
7	社会見学(5年) 学期末懇談会/地区別懇談会	にこにこ班活動		校内研修	学校生活に関するアンケート
8	PTA 作業			いじめ問題に関する研修会 小中合同研修会	
9	社会見学(4年) フリー参観日 校区探検(2年) 携帯電話教室(5年6年)	にこにこ班活動	月定例会 9/4	校内研修	生活目標への取組③
10	いじめ防止・根絶強調月間 宿泊学習(5年) 修学旅行(6年) 社会見学(1年、2年、3年) 小郡小フェスタ 特別支援学校等の交流	にこにこ班活動	月定例会 10/2	校内研修	
11	小郡中見学会 見守り隊感謝の会 小中合同研究会 福祉ボランティア体験(4年) 学校評価 保幼小連携協議会	にこにこ班活動 全校集会	月定例会 11/13	校内研修	生活目標への取組④ 教育相談(全員面談)
12	人権週間 学校運営協議会 学期末懇談会	にこにこ班活動 いいとこ見つけ週間 歳末助け合い募金	月定例会(いじめ防止対策基本方針の1,2学期評価・改善検討)12/4	学校評価結果検討会	学校生活に関するアンケート
1	授業参観・人権教育講演会 小中連携教育協議会	にこにこ班活動	月定例会 1/22	校内研修	生活目標への取組⑤
2	小郡中入学説明会 入学児童就学説明会 授業参観・学級懇談会 特別支援学校等の交流 学校評価 保幼小連携協議会	にこにこ班活動	月定例会 2/19	児童理解の会 校内研修	教育相談(全員面談)
3	学校運営協議会 卒業式	にこにこ班活動 6年生を送る会	月定例会月定例会(いじめ防止対策基本方針の年間評価・改善検討)3/12	学校評価結果検討会 いじめ防止対策基本方針の改善案検討	学校生活に関するアンケート



内が「いじめ対策委員会」に関する事項